

中川事務所新聞

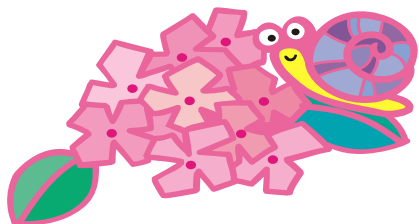
第48号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【新・減価償却制度】

減価償却制度が本年4月1日から改正されています。減価償却とは、例えば100万円の車を買った場合、一度に100万円全額を経費にするのではなく、5年とか6年での年割で経費に計上することです。

今回の改正では、残存価額が廃止されました。残存価額とは、償却できない金額で、これまでは5%でした（上の車の例では5万円）が、これからは全額償却できるようになります。



これに伴い、償却の計算方法が大変複雑になりました。実務上は会計ソフトに任せることに

なりますが、肝心のソフトの更新を忘れないようにしたいものです。

【ガソリン価格が再び高騰】

一時落ち着いていたガソリン価格が再び高騰しています。高騰の要因には色々あり、単純に需要と供給の関係だけではなさそうです。特に投機要因などは我々庶民には本当に迷惑な話で、金持ちの博打に巻き込まれるなどやりきれない気持ちです。

ガソリン代節約のために心得ることは、

- ①「急」のつく動作は控えること。
 - ②自分の車の燃費の良い回転数と速度の組合せを知っておくこと。
 - ③クレジットカードやガソリンスタンドのキャンペーンを上手に利用すること。
- 等でしょうか。

【新スタッフが加入しました】

5月から当事務所の初代事務員が出産・育児期間を経て復帰してきました。3年振りです。事務所の様子もすっかり変わってしまい、本人も戸惑っているようです。

現在のメンバーは、松元、濱野、福本の3名です。大変賑やかなメンバーですが、どうぞよろしくお願いたします。

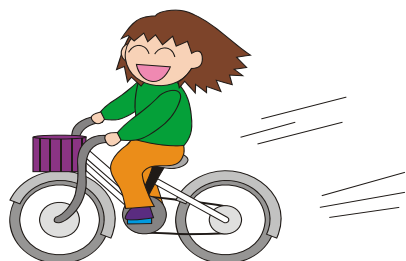
【6月の事務予定】

- ・6月決算法人期末実地棚卸
- ・2月決算建設業決算変更届
- ・4月決算法人確定申告&納税
- ・10月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険の年度更新(~6/11)
- ・暑中見舞いの準備



知ってお得！？法律雑学

Q. 自転車の二人乗りで捕まると、どのような罪になるのですか？



A. 実のところ、自転車の二人乗りを明確に禁止する法律はありません。「自転車の安全利用…に関する法律」には、安全運転を心掛けよという規定があり、この法律で引用されている道路交通法76条には、危険なことや邪魔なことは止めろと規定されています。

要するに公安委員会が危ないとか邪魔とか判断したら罪になり、判断しなかったら罪にはなりません。判断しない場合の典型は、然るべき器具を取り付けて子供を乗せる場合などがあります。

ちなみに、道交法76条違反は5万円以下の罰金です。

経営談義

【法的リスクを避ける】

中小企業が法的な問題に巻き込まれ、裁判にまで発展してしまうと、場合によっては致命傷にもなりかねません。特に金銭的な負担を負った場合は、直接的な影響が出ます。最近では裁判で白黒はっきりさせるという風潮が強いようですが、企業経営上は裁判は避けるに越したことはありません。



裁判を避けるための基本的な考え方は、相手に裁判を起こす余地を与えないことです。そのための基本的で非常に重

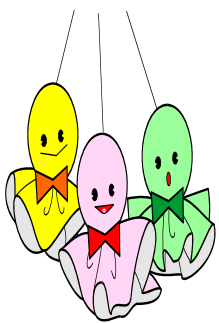
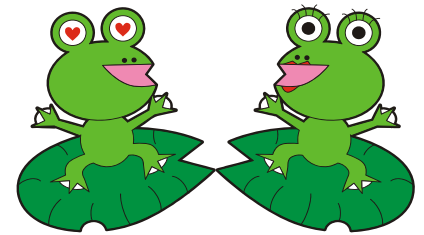
要な対策が、書面で証拠を残すことです。その書面の典型が契約書です。

契約の基本は双方の合意です。お互いの意思表示が合致することで契約は成立します。簡単な例では、「売る」という意思表示と「買う」という意思表示が合致して売買契約が成立します。一旦契約が成立すると、お互いにその契約内容を果たす責任が生じます。

契約書を作るとなると、反射的に手間が掛かると感じてしまうものです。しかし、契約の本質が合意にある点から考えると、最低限必要なものは合意を証明する書面ということになります。例えば、FAXで何らかの文書を送ったら、

受取確認をして送り返してもらおう。納品書には必ずサインをもらう。交渉ごとがあれば合意内容をメモしてお互いがサインをする。など、すぐに出来ることはいくらでもあります。

書面による証拠は裁判で大きな力を発揮します。例えばFAXの送信記録を有効に使う、送り状に工夫をするなど、いざというときに備えて、日頃から大事なことは書面で残す習慣を身に付けておきましょう。



鬱陶しい季節がやってきました。全国的に水不足が心配なようなので、降るときにはしっかりと降ってもらいたいものです。

一面で燃費走行について書きましたが、私のバイクはリッター40㍉の抜群の燃費です。走り方には細心の注意を払っています。

最近言われる教育問題で、学校から偏差値や順位がなくなつたと思込んでいたのですが、娘の初めての中間テストではしっかりその両方が出ていました。各自の努力の結果ははっきり示すべきだと思つたので、私はこのやり方に賛成です。

あつがき

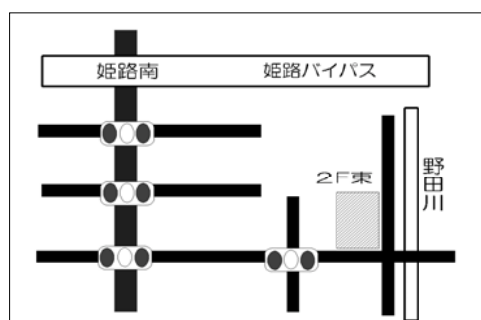
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp